

山陽小野田市でもはじめました

ふるさと納税 (サポート寄附)

平成

20年4月から通称「ふるさと納税」という新しい制度が導入されました。

山陽小野田市においても、「サポート寄附」という名称での受入れを行います。主に市外にお住まいで、本市を「ふるさと」として「サポート」していただける方を想定した制度ですが、市内の方でもお申込みできます。厳しい財政事情からお礼の品を用意することはできませんが、「心のお返し」は今後、充実を図っていきたいと考えています。寄附申込書（市ホームページからダウンロードできます）のメッセージ欄などにご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

どうか市民の皆様、都会など遠方でお暮らしのご縁戚、ご友人の方にも山陽小野田市を応援してください。

「ふるさと納税」とは

出身地に限らず、地方公共団体に寄附した場合、5千円を超える部分について、翌年の確定申告に寄附金の領収書を添付すれば、個人住民税の所得割額の10%を限度として所得税とあわせて控除されます。詳細についてのお問い合わせは、お住まいの市区町村税務担当窓口までお願いします。

- 控除対象額は5千円を超えた額になります。（例えば山陽小野田市へ6万円の寄附をした場合、5千円を超える5万5千円が控除の対象となります。）
- 控除を受けるには、確定申告が必要です。

申込方法

市役所企画課まで申込書の送付をお願いします。申込書は市ホームページからダウンロードできます。そのほか、市企画課まで電話、電子メール等で請求してください。（市役所、総合事務所窓口にもあります。）申込みされた以降の手続きについては下記表のとおりです。

【山陽小野田市企画課】

山陽小野田市日の出一丁目1-1

☎0836・82・1130 fax0836・83・2604

(E-mail:kikaku@city.sanyo-onoda.lg.jp)

寄附していただく皆様

1. お申込み（寄附申込書）

郵送, fax, 電子メールによりお申込みいただけます

2. 市から振込方法の説明

送付先・振込先の説明書類, 振込書等を送付します

3. ご寄附

払込方法は「ゆうちょ銀行振込書」「現金書留」「口座振込」のいずれかです

4. お礼状の送付

市からお礼状を送付します

5. 寄附金受領書の送付

確定申告用の証明書を確定申告期間の前に送付します

山陽小野田市

■ 不当請求, 詐欺にご注意ください!! ■ 『ふるさと納税』を悪用した寄附の強要や不当な請求, 詐欺などにご注意ください。